

參考資料

1 用語集

<あ>

●NPO (Not for Profit Organization)

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

<か>

●介護予防事業

地域支援事業の必須事業の一つであり、要支援・要介護状態になるのを予防することを目的とする事業。

●協議体

市町村が主体となり、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。

●行政評価システム

政策、施策等について事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標を持って妥当性、達成度や成果の判定するシステムのこと。

●居宅サービス

介護（予防）サービスのうち、施設に入所せず自宅で、あるいは自宅から施設に通って受けるサービスのこと。訪問介護や訪問看護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）など。

●権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

●コミュニティバス

路線バスやほかの交通手段でまかなうことができない地域の公共交通需要に応じて運行されるバスのこと。

<さ>

●施設サービス

介護（予防）サービスのうち、施設に入所して受けるサービスのこと。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老健）など。

●社会福祉協議会

法人格を有した民間組織で公共性を持つ団体であり、社会福祉法に基づいて全国・都道府県・市町村に組織されている。地域住民が安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」を目指し、各種の福祉サービスや相談活動、福祉活動への住民参加やボランティア活動への援助を行い、地域の福祉増進に取り組む。

●住所地特例

65歳以上の第1号被保険者が特別養護老人ホームなどの施設に入所して住所を変更した場合、入所前に住んでいた市区町村が保険料を徴収する制度のこと。施設が集中している市区町村の保険料が高額になることを抑えるためにとられる特別の措置。

●シルバー人材センター

定年退職後等で長期の就職は望まないが、長年の経験と能力を活かして働く意欲を持つ高齢者が集まり会員として登録し、県や市、民間事業所、家庭等から高齢者にふさわしい仕事を受け、各者の希望や能力に応じた仕事を行うことにより、地域社会の発展に寄与することを目的として活動している高年齢者雇用安定法に基づく公益法人。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

<た>

●宅老所

民家等を改修し、家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの生活のリズムに合わせて、デイサービスやショートステイ、訪問介護など様々な形態の介護サービスを提供する事業所。

●団塊世代

昭和 22～24 年（1947～49 年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するため、そのニーズや変化に応じて、介護・医療・住まい等の必要なサービスが継続的かつ包括的に提供される仕組み。

●地域密着型サービス

要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、当該市町村内で利用及び提供できるサービス。

<な>

●日常生活圏域

地域密着型サービスの提供や地域包括支援センター等の設置について基本となる圏域。

●認知症ケアパス

認知症が発症したときから生活する上で色々な支障が出てくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すもの。

●認知症サポーター

認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目指し、厚生労働省が「認知症サポーターキャラバン」事業（認知症サポーターの養成）実施。地域・企業・学校等で開催する養成講座を受講することにより、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族への支援活動を行う人のこと。

●認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

●認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症の人への効果的な支援を行う人のこと。

<は>

●バリアフリー

物理的（建物や交通等）、心理的・社会的（差別等）、制度的（福祉の仕組み等）、さらには情報の障壁、すべての障壁を取り除き、高齢者や障がい者が支障なく自立した日常生活や社会生活を送れるようにすることを意味する。

●ボランティア

社会福祉等のために、労力の奉仕、技術提供を行う活動。または、その活動を行う人。

<ま>

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。

<や>

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢・性別・能力を問わない、全ての人のための製品・環境・空間・建築などのデザイン。

<ら>

●ロコモティブシンドローム(運動器症候群)

加齢に伴い「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護、要支援と言った状況になってしまうこと。

2 瑞浪市老人保健福祉計画等策定委員会設置要綱

平成17年7月1日告示第71号

改正

平成20年2月29日告示第14号

平成26年1月20日告示第7号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく瑞浪市老人保健福祉計画並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく瑞浪市介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関し、広く市民各層からの意見を反映させた計画を立案するため、瑞浪市老人保健福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の立案に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療、保健又は福祉の業務に従事する者 5人以内
- (2) 識見を有するもの 2人以内
- (3) 介護保険の被保険者となる者 4人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内
- (5) 市職員 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱の最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の公募その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるものとする。

附 則（平成20年2月29日告示第14号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月20日告示第7号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

3 第6期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏名	選任区分	摘要	備考
勝股 真人	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	勝股医院院長	委員長
江口 研	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	大湫病院院長	
加藤 正	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	歯科医師会会長	
土本かおり	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	千寿の里施設長	
加藤 義弘	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	(株) アイランドジー・アイ 代表取締役	
板垣 真裕美	識見を有するもの	民生委員	
近藤 浩二	識見を有するもの	瑞浪市社会福祉協議会事務局長	
河村 末男	介護保険の被保険者となる者	瑞浪市長寿クラブ連合会書記	
柴田 幸一	介護保険の被保険者となる者	2号被保険者代表	
工藤 靖子	介護保険の被保険者となる者	2号被保険者代表	
有賀 教明	公募により選出された市民	市民	職務代理者
塚本 恵子	公募により選出された市民	市民	
伊藤 明芳	市職員	民生部長	

4 第6期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

	開催（実施）年月日	内 容
アンケート	平成 25 年 11 月	高齢者実態調査
第 1 回 策定委員会	平成 26 年 5 月 26 日	第 6 期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について (1) 計画の概要 (2) 調査結果の報告
第 2 回 策定委員会	平成 26 年 10 月 20 日	第 6 期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について (1) 第 6 期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（素案） (2) 第 5 期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の評価及び第 6 期計画の方針
第 3 回 策定委員会	平成 26 年 11 月 27 日	第 6 期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について (1) 第 2 回策定委員会での第 1 章から第 5 章までの指摘事項への対応 (2) 第 6 章、第 6 章について
パブリック コメント	平成 27 年 1 月 5 日 ～平成 27 年 2 月 4 日	提出意見：0 件
第 4 回 策定委員会	平成 27 年 2 月 9 日	第 6 期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について (1) 第 3 回策定委員会での指摘事項への対応 (2) パブリックコメントの実施報告 (3) 計画（案）の修正事項について

～パブリックコメントの結果～

- (1) 実施期間
 - ・平成 27 年 1 月 5 日（月）～平成 27 年 2 月 4 日（水）
- (2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の閲覧方法
 - ・市ホームページで計画書を閲覧
 - ・市役所（高齢福祉課）・各コミュニティセンターで計画書を閲覧
- (3) 意見提出数
 - ・直接持参 0 件
 - ・郵送 0 件
 - ・ファックス 0 件
 - ・電子メール 0 件